

## 農商務省設置と前田正名の「興業意見」について

藤村通

日本近代化の施策は自生的な要請によるものではなく、近代資本主義の外延にともなう後進国への圧迫とそれへの体系化を要請することから、日本の場合においても外からの強制的な国際経済体系への編入と、それに相応した国内経済の近代化のために、強制的に上からの経済政策が富国強兵、殖産興業の名においてとられたことについては、わたくしもこれまでに触れてきたし、また多くの研究者によつて取上げられてもいる。

しかし日本の近代化を経済の領域からみてやや立入つて考察してみると、いまだ十分に体系的に解明がなされたとはいえない。ここにおいてこの体系化の試みとして、わたくしは明治十年代を一括して「明治維新の経済政策」<sup>1)</sup>として不十分ではあつたが取上げておいた。日本の経済を近代化することは自生的ではなかつただけに多くの重大な矛盾があり、その矛盾を解消するための対策がさらに矛盾を複雑化し、ついには危機を醸成することとなつた。その頂点が明治十年の西南戦争であつた。戦後の危機は根本塞源的な政策を必要とし、ここに明治十四年の松方正義の財政改革すなわち幣制整理となり、明治初期の経済政策によつて生みだされた物価の騰貴を阻止して国家財政の安定をはかるための政策が強力におしすすめられることになつた。このことに関しては「明治政府の経済政策」<sup>2)</sup>において触れたところである。松方正義による幣制の整理は国家の危機を脱せしめたのであつたが、一面経済の不況を深刻化し、

国内生産の秩序は麻痺状態に陥つたのであつた。このことは前に農商務省を設置して対策が講ぜられることとなつたが、これによつて幣制整理の上に建設的な殖産興業が可能となるのであつて、近代化のための建設的殖産興業への政府の態度がいかなるものであつたかをわたくしなりに取上げてみたい。

(1) 昭和三十三年二月茨城大学文理学部紀要(社会科学)第八号参照

(2) 同右

二

それでは松方正義による財政整理がはじめられた明治十四年から十七年ごろの経済事情はどうであつたか。「興業意見」は次のようにのべている。

「熟々我國ノ經濟ヲ察スルニ、人民生活ノ有様ハ、衣食住共ニ十分ナラス。人ニシテ未タ人ト称スヘカラサル者多シ。負債有テ、貯蓄無ク、非常ノ備缺ケテ凶荒ノ蓄乏シ。是ヲ以テ租税ヲ増サント欲スレトモ、増スニ由無ク、兵備、教育、衛生、堤防其他土木総テ不完全ノ事ノミ多クシテ、國ノ名アレトモ國ト称スヘキ実備ハラサルナリ。」<sup>1)</sup>かえつて封建社会の日本の状態が今よりもよかつたとして、

「我國封建ノ時日本全國ヲ以テ一世界ト為シ、大小二百六十有余ノ諸侯其ノ間ニ駢立シテ國ヲ為シ、封土ノ広狭土地ノ肥瘠各々異同アリシト雖モ、概ネ相屹立シテ讓ラス、土風ヲ励マシ農業ヲ勸メ、工ヲ助ケ商ヲ治メ校束庇保至ラサル所ナカリキ。実ニ能ク力ヲ尽セリト云フ可シ。加之風俗ヲ察シテ四民ヲ率ヒ、風土ヲ考ヘテ富源ヲ開ケリ。実ニ能ク心ヲ用ヒタリト云フ可シ。」<sup>2)</sup>「嗚呼我國ノ実力ヲ測ルニ、之ヲ昔日ノ実力ニ回復スルタモ猶ホ未タ容易ナラサルノ時ナリ。」

封建社会を賛美さえしたこの言葉が意味するものは何であつたであらうか。中産者層のほうはいたる出現を無視した士族出身者による政策観がまづ前提になつてゐることを指摘しうるのである。自由民権運動の全国的な展開の経済的意義を見失つた政府による経済政策こそ、なによりも矛盾を激成せしめた要因ではなかつたかと思う。明治十四年の農商務省の設置は自由民権運動に対する政府の反応であり、農農商の自由なる發展を助長せしめる目的をもつて設立された機関であつたが、その運用にあたる官僚の経済思想は「興業意見」の集大成者たる前田正名においても露出されてゐるのである。前田正名は開明的な官僚としてはやくより西欧事情に通じた人物であつた。その履歴をみても、明治元年の十八才のときには渡仏し、留学八年の滯仏と、明治十年から十一年にかけては仏國博覧会の担当官として在仏したいわばもつとも進歩的な官僚であつたのである。この人にして前述の思想、現実を非とし封建社会の社会秩序を是とした社会認識、これは明治官僚に共通した思想であると考えてもよいのではなからうか。現実認識の不徹底さが明治政府の経済政策を曖昧ならしめたものであつた。明治政府は内外の諸問題の解決のために経費を増大せしめたが、これは人民大衆への負担の転嫁となつて人民を窮乏化させたのであつた。それでは封建の時代よりその窮乏化は深刻化したのであつたか。それを深刻化したと見る社会認識は「興業意見」をみるにあつて注意すべき点である。というのは明治十三年頃においては農民の生活の一端は政府の通貨膨脹によるとはいえ、「諸物価ハ皆一斉ニ騰貴ヲ極メ、就中米ハ我國産業中最多量ニシテ且重要ナルカ爲メ、其騰貴ノ影響最モ著シク、大ニ地租ノ負担ヲ減少シ地価ノ騰貴非常ニシテ農民ハ独リ巨利ヲ得俄ニ奢侈ノ風ヲ成シ、全国ヲ通シ贅沢品ノ消費大ニ増加シ、伊勢參宮察平參リ其他大小ノ都会ニ遊ブ者等其數未曾有ノ増加ヲナセリ」と「紙幣整理始末」は述べてゐることをもつても、農民生活は決して前田正名の言葉のごとく貧窮ではなかつた。前田正名をして「農ハ非常ノ辛苦ヲ為スド雖モ得益極メテ薄シ」といわしめたのは、明治十四年の松方正義による幣制の整理による國家財政の引締めにによるものであつた。そ

のよつてきたるところは政府の経済政策の理想主義による現実認識の欠除によるものであつた。この理想主義に迷彩をほどこされた政府の経済政策の破局は農民を犠牲とする幣制改革によつて拾取されたのであるが、このことは農民を「非常ノ辛苦」に追込んだのであつた。昨日の貧乏は一朝にして今日の辛苦となつたのであつて、それゆえにその対策を講ずることは急務であり、従來の保護干渉を排して自由に農商工の伸長をはかる政策をたてる必要があつた。農商務省の立省の立場はここにあつたのである。「凡ソ政府ノ目的トスル所ハ、民力ヲ養成シテ歳入ヲ増加シ、百般ノ政務ヲ張り、工事ヲ起スノ一点<sup>4)</sup>」にあつた。

さて幣制整理の人民の生活に及ぼした影響についてやや立入つて触れておこう。

維新以來の政府の経済政策は急速に日本を近代化することであつた。そのため西欧近代資本主義の生産方法を移植することによつて、西欧のごとく日本の近代化の経済的地盤を築きあげんとしたのである。この現実離れの政策は長期的觀察からすれば、日本の近代化の出発点であつたので失敗とはいえないかも知れないが、内政と外政費の巨額の支出とあいまつて明治初期の物価騰貴を昂進させることになり、国家財政の破局となるにいたつた。ここにおいて危機打開のために幣制を整理し、経費の節減、大増税政策によるインフレーションの昂進を阻止する対策となつたが、それは「不景氣ノ歎声」となり、「士族ハ概ネ其邸宅器物ヲ売尽シテ又恩賜ノ祿券ニ放レ、士族ニシテ尙ホ公債証書ヲ所有スルモノハ纔ニ十中ノ二三ニ過キス。農家ハ充分ニ肥料ヲ入ルヘキノ力ナキヨリ、收益モ盛時ノ半ニ減シ、累年負債ノ為メニ典却シタル田畑山林モ之ヲ償フコト能ハス、甚シキニ至リテハ納租ノ道全ク尽キテ、基村公売処分ヲ受ケントスルモノアリ。……工商ハ一般疲トシテ顧客ノ踵ヲ絶チ、車夫、日傭、雜商、煮売、安旅等ノ末業ニ転スルモノニ其數ヲ加フ<sup>5)</sup>」るにいたつた。ここにおいては政府は次のことを考えざるを得なくなつた。

「一士族ハ如何ナル事業ヲ為シテ如何ナル生活ヲ為シ居ルヤ。又今後ハ如何様ニ成行クヘキヤ。

一農ハ非常ノ辛苦ヲ為スト雖モ得益極メテ薄シ。之ヲ如何セハ所得ヲ増シ得ヘキヤ。

一工ハ其技ノ巧拙ニ由ラス、動モスレハ執ル可キノ業ナキニ苦ムニ至ルコト多シ。之ヲ如何セハ終歲間斷ナク業ヲ為シ得セシム可キヤ。

一商ハ紀律モ無ク業ヲ営ム故詐偽ヲ以テ商業ノ本旨ナリト見做サル、ニ至レリ。之ヲ如何セハ農工ヲ助ケ自家ニ益シ、十分ニ信用アルモノトナルヲ得ヘキヤ。<sup>6)</sup>

一人一ケ年の平均生活費を上中下に分け、上等は一〇円八二銭五厘、中等は六〇円四五銭、下等は二〇円一五銭とするとき、下等の総人員は二千百三十三万八百十六人と推算している。「興業意見」に記載するところを整理してみ

等級	一人一ケ年平均生活費	人	員	百分比	生活費	衣食住の費用を米價の10倍とす
上等	110.825 錢	4,867,517	1.3 %	539,442,571 円	5 倍	
中等	60.450 "	10,818,909	2.9 %	654,006,676 円	5 倍	
下等	20.150 "	21,380,816	5.8 %	429,815,232 円	2 倍	

当時の国民所得についての数字は不明であるが、右表の一ケ年の生活費の総計十六億二千三百二十六万余円をもつて国民所得を類推する指標としてみれば、一八八〇年における各国民の所得は英國が五七億八千万円、仏國は四六億三千五百万円、独乙が四二億五千万円、露國三一億六千万円、墺國二三億円であつたことをみても明治前期の日本の経済の地位の劣弱さを知りえられるであらう。右の生活費用合計十六億二千三百二十六万余円は国民所得の一指標としたがこれについては次のことを考慮に入れなければならない。「興業意見」は「我國ノ人民其得ル所ハ費ス所ヲ償フニ足ラス、終ニ祖先ノ遺財ヲ以テ其費ノ不足ニ充テ、固有伝来ノ古金銀ヲ海外ニ輸出シ尽シテ殆ト空シカラントスルニ至レリ。是レ全國ノ人カ祖先ニ対シテ償ハサル可ラサル負債ナリ。又近来ハ、各人各生計ニ苦ミ、各地方ノ人民十中

八九ハ負債抵当ノ公証ヲ受ク、亦甚シカラスヤ」と述べている。<sup>9)</sup>すなわち、安政五年より明治十六年までの二十五ヶ年間に海外の物資を消費し、その代償として金銀をもつて支払つたから、この金銀は固有伝来の古金銀であつて、海外流出額は一億五千七十九万六千二百五十一円に達したのである。

- (1) 『興業意見』「明治前期財政経済史料集成」第十八巻 三五頁
- (2) 同右
- (3) 『紙幣整理始末』「明治前期財政経済史料集成」第十一巻 二一六頁
- (4) 『興業意見』前掲書 三六頁
- (5) 同右 三七頁
- (6) 同右 三六頁
- (7) 同右 三八頁
- (8) 同右
- (9) 同右 四〇頁

## 三

松方正義によるデフレ政策は国家財政の危機をのりきるためのものであつたが、維新以来の政府の経済政策の矛盾と十四年以降のデフレ政策は国民の生産力拡大のための意慾を失わしめたのであつた。政府はこの事態に対して生産を拡大させるための統一的な施策を立てることをデフレーションの推移とともににはかつたのであつた。そのいわば計画書であり青写真ともなつたのが、これまでも触れてきた前田正名の「興業意見」であつた。この「興業意見」こ

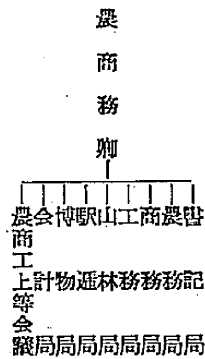
それは農商務省の立省目的でもあつたのである。「興業意見」の第一巻の綱領には、

「殖産興業ノ事タル我國ノ一大要務ニシテ、世論ノ最モ喋々タル処タリ。農商務省ハ曩キニ内務大藏両省ヨリ継承ノ事務ニ基キ、夙ニ適応ノ方法ヲ求メ、一定ノ針路ニ依リ、大ニ為スコトアラント企ツルモノ茲ニ二年アリ。立省已降毎ニ心ヲ爰ニ用ヒ、首トシテ全國ノ老農ヲ招集シ農談会ヲ開キ、繼テ勸業諮問會ヲ開キ、又農区視察員ヲ各地方ニ派遣シ、或ハ省中各官ヲ毎ニ各地方ニ派遣シテ実地ヲ踏査シ、且各地方官及各地ノ商工會商法會議所等ニ屢々諮問ヲナシ、加之往昔已降農商工業興廃ノ実蹟ヲ温ネ、之ヲ文獻或ハ口碑ニ徴シ、之ヲ現今ノ事情ニ照シ、又ハ海外各國盛衰ノ事情ニ鑒ミ、殊ニ今春已來勸業上重要ノ問題ヲ設ケ、各地方庁トノ間ニ照會照覆スルモノ再三再四ニシテ、之カ為メ幾多ノ日子勞力ヲ重ネテ調査ヲ遂ケタルモノ頻ニ多キヲ加ヘ、猶ホ且ツ本兩度ノ勸業諮問會ヲ開キ各地方ノ勸業課員ヲ會同シ、問題ヲ設ケテ審問スルモノ数十日ニ涉レリ。已上ノ事文モ參考ニ供シ、遂ニ各主務局ノ所見ヲ糾合シ、利弊得失アル処ヲ講究シ彼是斟酌以テ興業意見書三十卷ヲ編成ス。」<sup>1)</sup>

と述べ、緒言、現況、原因、参考、精神、国力、地方、方針の八篇にわたる浩瀚なものであつた。この「興業意見」は三年有余の調査考究をまつたものであつて、明治以降の勸業方針の基礎をなした文献ともいわれるだけに、<sup>2)</sup> これをもつて明治政府の經濟政策を論ずる基礎資料たることに異存はないとおもわれる。この「興業意見」は前田正名によつて編集されたのであるが、前田の私的に編集されたものではなく、農商務省の事業として行われ、明治十七年十二月に太政官に提出され、太政官の允可をえてこれを各府県長官に頒布し、政府の經濟政策を官民に公示したものである。<sup>3)</sup>

「興業意見」について明治政府の經濟政策に触れるまえに、農商務省について若干触れておこう。

農商務省の設置理由についてはすでに触れたところであるが、その機構をみると、明治十四年四月現在では<sup>4)</sup>



となつてゐる。

さてここで農商工上等會議について附記する必要がある。「農商務省事務章程」第十條には「農商工上等會議ハ臨時若クハ定期農商務卿ノ招集ヲ以テ之ヲ閉キ太政官若クハ農商務卿ヨリ諮詢スル農商工ノ利害ニ関スル事件ヲ審議スルモノトシ其會員ハ兼テ太政官ヨリ之ヲ命シ農商務卿ヲ以テ其議長トス」となつており、第十二條には「農商工上等會員ハ宣任ノトキ其専務ヲ農商工ノ三部ニ分チ任シ農商務卿ハ其一部ノ會員ノミヲ招集シ若クハ三部ノ會員ヲ同時ニ招集スルヲ得」とあるように、農商務省が殖産興業の中心機関となつたのであつた。上等會議の會員をみると明治十四年八月に任命された會員は次の通りであつた。

農商工上等會員人名		イハ農部	ロハ商部	ハハ工部兼務ノ符号
農務部	農務部			
議官	河瀬 貞孝	ロハ	議官	榎村 正直
内務大輔	土方 久元	ロハ	司法大輔	細川 潤次郎
大蔵少輔	吉原 重俊	ロハ	文部少輔	九鬼 隆一
太政官大書記官	井上 毅	ロハ	太政官大書記官	山崎 直胤
統計院幹事	矢野 文雄	ロハ	内務大書記官	石井 省一郎
内務大書記官	桜井 勉	ロハ	文部大書記官	辻 新次



商 部

イハ	農商務大書記官	牟田口元学	ロハ	司法大書記官	松岡康毅
ロハ	開拓大書記官	安田定則	ロハ	太政官權大書記官	中島盛有
ハ	内務權大書記官	今村和郎	ハ	内務權大書記官	白根專一
ロハ	大藏權大書記官	中村元雄	ロハ	文部權大書記官	浜尾新
ロハ	司法權大書記官	黒川誠一郎	ロハ	太政官少書記官	伊東巳代治
ロ	内務少書記官	中定勝	ロハ	内務少書記官	成川尚義
ロ	内務少書記官	福島九成	ロハ	大藏少書記官	田尻稻次郎
イハ	議官	河瀬其孝	イハ	議官	榎村正直
バハ	外務大輔	上野景範	イハ	内務大輔	土方久元
イハ	司法大輔	細川潤次郎	イハ	大藏少輔	吉原重俊
イハ	文部少輔	九鬼隆一		海軍少將	赤松則良
	海軍少將	柳猶悦		馱遞總官	前島密
ハ	外務省三等出仕	塩田三郎	ハ	大藏省三等出仕	蜂須賀茂韶
イハ	太政官大書記官	井上毅	イハ	太政官大書記官	山崎直胤
イハ	統計院幹事	矢野文雄	ハ	大藏大書記官	本野盛亨
イハ	文部大書記官	辻新次	ハ	工部大書記官	大島圭介
イハ	工部大書記官	原隆義	イハ	司法大書記官	松岡康毅
イハ	開拓大書記官	安田定則	イハ	太政官權書記官	中島盛有

農商務省設置と前田正名の「興業意見」について

イハ	大蔵権大書記官	岩崎小二郎	イハ	大蔵権大書記官	石橋重朝
イハ	大蔵権大書記官	中村元雄	イハ	大蔵権大書記官	有島武
イハ	文部権大書記官	浜尾新	イハ	農商務権大書記官	塚原周造
イハ	工部権大書記官	石井忠亮	イハ	司法権大書記官	黒川誠一郎
イハ	大蔵少書記官	伊藤巳代治	イ	内務少書記官	福島九成
イハ	大蔵少書記官	田尻稻次郎			

工部

イロ	議官	河瀬真孝	イロ	議官	植村正直
ロ	外務大輔	上野景範	イロ	内務大輔	土方久元
イロ	司法大輔	細川潤次郎	イロ	大蔵少輔	吉原重俊
イロ	文部少輔	九鬼隆一	ロ	外務省三等出仕	塩田三郎
ロ	大蔵省三等出仕	蜂須賀茂韶	イロ	大蔵官大書記官	井上毅
イロ	太政官大書記官	山崎直胤	イロ	統計院幹事	矢野文雄
ロ	大蔵大書記官	本野盛亨	イロ	文部大書記官	辻新次
イロ	農商務大書記官	町田久成	ロ	工部大書記官	大島圭介
イロ	司法大書記官	松岡康毅	イロ	開拓大書記官	安田定則
イロ	太政官権書記官	中島盛有	イ	内務権大書記官	今村和郎
イ	内務権大書記官	白根亨一	イ	大蔵権大書記官	岩崎小二郎
ロ	大蔵権大書記官	石橋重朝	イロ	大蔵権大書記官	中村元雄

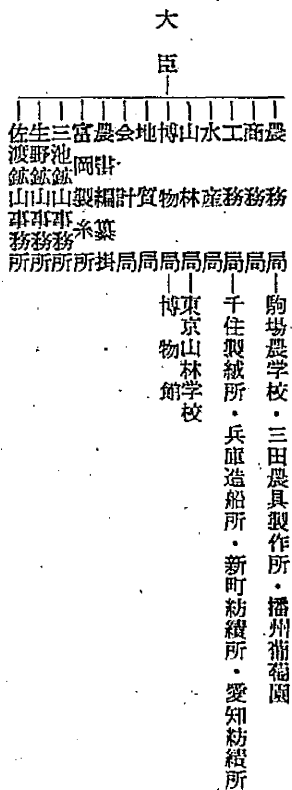
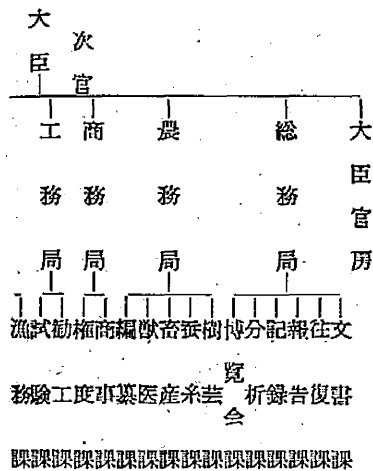
イロ 文部權大書記官 浜尾 新  
 イロ 太政官少書記官 伊東 巳代治  
 イロ 司法權大書記官 黒川 誠一郎  
 イロ 大藏少書記官 田尻 新次郎

この顔ぶれによつても殖産興業政策が農商務省によつて統一され、各省省のセクシヨナリズムを否定した点に進歩がみられるのであるが、これがどんな問題を探択し、幾回ぐらい開会されたものであるかは「農商務省沿革略志」では明らかにするをえないのであるが、同書によれば明治十五年三月二日には開会が停止され、事実上機能は中止され、すでにのべた組織においても農工商上等会議にかわる機関はなく、明治十六年五月十六日には「農商工諮問会規則ヲ廃止」したとあることをもつてしても十分な成果をおさめえなかつたものであつたと考えられる。

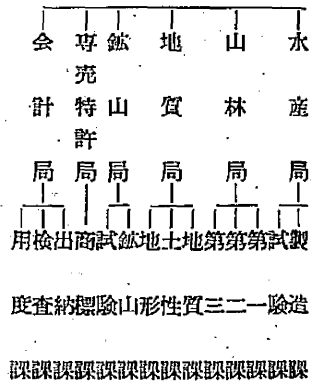
これが明治十八年においては内閣制度が確立するにもなつて各省官制の大改革が行われたのであつた。衆知のごとく明治十四年末からの松方正義による紙幣整理は明治十八年末には輝かしき結果をみて、紙幣と正貨の価格差は消滅し、低金利と低貨銀の二条件が創出されることによつて、近代産業が根を下しはじめた時期であつた。さらに行政制度においても旧来の太政官制度が廃され、明治十八年十二月二十二日の第六十九号太政官布達によつて内閣制度が樹立し、じうらいの太政大臣、左右大臣、参議、各省卿にかわつて、内閣総理大臣および宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の各大臣をもつて内閣が組織されることとなつた。ここではあらたに逓信省が設置され、工業政策の推進体であつた工部省が廃止され、農商務省の所管であつた郵便、管船の事務は逓信省に移管された。さらに工部省の廃止にもなつて工作、鉱山の事務は農商務省の管理となり、鉄道は内閣直轄となり、その組織は次の通りとなつた。



農商務省設置と前田正名の「興業意見」について



さらに明治十九年には補充的改革が行われ、明治十九年二月二十六日勅令第二号による農商務省官制により、「第一條、農商務大臣ハ農業商業工業技術漁獵山林地質鈺山及營利会社ニ関スル事務ヲ管理ス」となり、殖産興業政策の統一機関となるにいたつた。その組織を表示しておこう。



このように統合改廃が行われて、のちの農林、商工の二省に分離する基盤がつくりだされたのである。

- (1) 『興業意見』前掲書 二三頁
- (2) 農林省農務局 小林平左衛門述「興業意見解題」前掲書 三頁
- (3) 拙稿『明治政府の経済政策』前掲書 参照
- (4) 『農商務省沿革略志』三頁 「維新産業建設史資料」第一 七二五頁および『商工行政史』上巻 二〇九、一一〇頁
- (5) 同右 略志 四頁
- (6) 同 右 二二頁
- (7) 同 右 四〇頁
- (8) 同 右 七〇頁および『商工行政史』上巻 二二五、二二六頁
- (9) 同 右 九九頁、同建設史資料 第一 八一三頁および『商工行政史』二二四―二二六頁

農商務省設置と前出正名の「興業意見」について

四

これまでは殖産興業政策すなわち明治前期の経済政策が一大転換をとげた事務機構の大略について述べてきたのであるが、農商務省の基本政策の源流をなす見解が「興業意見」であると考えるので、これについて新政策を展開してみよう。

まづ世界経済に占める日本の地位について論じ、現状批判に及んでいる。

「興業意見」では生産の概況を欧米諸国と比較しているのであつて、その数字を示すと次表の如くである。

	農産物	製造品	計
米国	1,925,000	4,232,500	6,157,500
仏国	1,885,000	2,080,000	3,965,000
英国	1,325,000	3,325,000	4,650,000
独国	1,700,000	1,400,030	3,100,030
日本	362,178	131,897	494,075

単位一万円  
備考

この数字から、「米仏ノ如キモ二三十年前ハ農産ノ方大ナリキ。是レ深ク考ヘサル可ラサル所ナリ。」としてその方途を詳述したものが「興業意見」であつた。したがつて「政綱ヲ拡張セント欲セハ経済ヲ齊フヘシ。経済ヲ齊ヘント欲セハ國力ヲ大ニスヘシ。國力ヲ大オラシムルハ、獨リ生産ヲ盛ナラシムルニ在ルノミ」であつた。一國の経済力は貿易面でもあらわれるのであるが、明治十三年より同十五年までの三ヶ年間に輸入は二千六百三万八千五百六十七円であり、輸出高は二千七百六万五千六百四十二円であつて、差引き百二十七千六百四十二円の輸出超過となつているが、これは輸入減少の原因は外國品購入の資力の欠乏によるものであつたことを指摘している。近代産業を振興させることは明治政府の終始一貫せる基本政策であることより、それは当然に輸入超過はさげえないのであり、とくに機械その他の近代産業に不可欠の設備、技術、原料等の輸入は基本政策の前提条件であるが、前記の輸入額のうち、機械類は五十一万四千二百万円、

二十年間各国貿易商品輸出入表

国名	1861年~1870年		1871年~1880年		20年間の 出入超
	輸入	輸出	輸入	輸出	
英 本 国	13,505	10,650	18,565	13,900	+ 7,520
印 度	1,430	2,575	1,825	2,975	- 2,205
濠 洲	1,425	950	2,025	1,700	+ 800
加 拿 大	800	650	900	755	+ 295
西 印 度	330	350	340	390	- 70
南 亞 非 利 加	165	180	380	360	+ 5
マウリチユウス	95	115	100	145	- 65
錫 蘭	155	160	210	225	- 20
シンガポール	375	355	550	450	+ 120
以上大英國計	18,280	15,985	24,895	20,900	+ 5,790
米 国	2,475	1,825	4,950	5,600	—
仏 国	5,475	5,505	7,810	6,950	+ 830
日 本	4,960	3,350	5,700	6,350	+ 3,960
露 國	1,375	1,400	2,475	2,400	+ 50
埃 及	1,505	1,760	2,825	2,485	+ 85
伊 國	1,800	1,295	2,375	2,210	+ 670
西 班 牙	1,075	775	1,235	1,195	+ 340
白 耳 義	1,485	1,190	2,790	1,185	+ 900
和 蘭	1,625	1,325	3,140	2,165	+ 1,275
スカンデナウキア	855	730	1,730	1,315	+ 540
希 臘	125	85	175	165	+ 100
土 耳 古	780	1,020	700	670	- 210
埃 及	320	880	260	650	- 950
支 那	1,100	1,010	1,130	1,090	+ 130
日 本	120	175	350	260	- 10
ジ ャ バ	265	435	450	810	- 530
ブ ラ ジ ル	685	760	860	1,065	- 280
西 領 亞 利 加	1,950	1,800	2,100	2,275	- 25
合 計	46,255	41,305	68,905	60,690	+13,165

備考 (1) 興業意見巻二 前掲頁56~58頁の表による

(2) 単位 英金100万位

鉄九十一万四千百十八円を計上した程度であつた。このような貿易額は国際貿易からみてどの程度のものであつたであらうか。一八六一年から一八八〇年までの二十年間をとつてみると次表のごとくであつた。

一八七一一一八八〇年の世界貿易において輸入では二三位、輸出では二四位であり、植民地以下の数字

農商務省設置と前田正名の「興業意見」について

であつて、ジャバは「日本ノ如ク堂々タル帝國ノ名ヲ有スルモノニ非サルナリ。然ルニ其輸出入ノ高ヲ比較スレハ日本ニ優レルコト一二倍ナリ。而シテ其十年間ノ進歩ハ日本ニ五倍ナリ。」といつてゐる。まづたく渺たる東海の一島嶼的存在が日本の姿であつた。

生産力の拡大をはかることが日本の緊急の問題であるかぎり、そこには目標がなければならぬ。将来の期待生産力を示す青写真は次のごときものであつた。

増加目標	現生産	将来の生産
1,000	240,000	米
1,000	41,000	麦
500	32,000	織物
1,000	18,000	甘藷(砂糖)
3,000	16,000	生糸
500	14,000	大豆
500	10,000	実綿(綿)
1,000	8,000	茶
500	8,000	陶銅漆器紙
1,000	8,000	各種丸楮

前掲書50頁  
単位千円

備考「興業意見」巻二  
第三図表による

この計画によると米、麦、織物、甘藷、生糸、大豆、実綿、茶、陶銅漆器、その他を明治十八年後毎年一千万円宛の増加をはかることとし、この増産計画は資本も僅少にてたり、資本の回転速度も速いうえに、国情からしてもその実現は容易であるとする。さらに将来の事業として注目すべきことは

(一) 鉄道において延長里程を四百七十一里

此の敷設費用 一億二千二百四十六万円

(一里金二十六万円 但し従来敷設の費用を平均す)

敷設地 方

前橋ヨリ宇都宮迄凡二十六里 宇都宮ヨリ青森迄凡百七十四里

高崎ヨリ大垣迄凡九十一里 大垣ヨリ四日市迄凡十四里

信州上田ヨリ越後新潟迄凡六十里 越中伏木ヨリ近江柳瀬迄四十九里

長浜ヨリ大津迄凡十七里 北海道小樽ヨリ室蘭迄四十里



合計 四百七十一里

(一) 船舶においては

千三百七十五艘

此改造費金 一艘金 (金額の明記なし―筆者)

右ハ日本形船舶五百石積以上ノ現数 第二統計年  
鑑ニヨルニテ将来之ヲ西洋形船舶ニ改造スルノ概算ナリ。

(二) 鉱山においては

九百七十三ヶ所

此坑業資金 一ヶ所金 (金額の明記なし―筆者)

右ハ坑業借区ノ免許ヲ得而シテ方今休業中ノモノナリ。 第二統計年  
鑑ニヨル 故ニ将来之ヲ振興シテ経営セシメサルヘカラ

ス。

(四) 開 拓

七十五万六千町歩

此開墾費金 一段歩金 (金額明記なし―筆者)

右ハ本邦原野ノ町歩 農産統計  
表ニヨルヨリ見積リタルモノナリ。人民ヲシテ地方ヲ尽サシメサルヘカラス

(四) 疏水については見積なし

(六) 紡績においては

三十五万錠

此興営兩業費 金八百二十五万円 一錠金二十五円

農商務省設置と前田正名の「興業意見」について

右ハ明治十五年綿絲輸入ノ高ハ二千五百二十九万七千斤ニシテ之ト对等セントセハ本項ノ紡錘ヲ設立セサルヲ得ス。

但シ一鍾一ケ年綿絲紡出高九貫目即チ英斤ニシテ七十五斤ヲ三十五万鍾ニ乘スレハ、二千六百二十五万斤ノ綿絲  
(營業日數三百日一日一鍾ノ平均凡三十目ヲ得ヘシ。)

(丙) 製鉄については見積なし。

(出) 機械については

廿四萬馬力

此設立金 一馬力金 (金額の明記なし―筆者)

右ハ仏國現在ノ製造機械ノ馬力四十八万四千二百四十一馬力ナリ。本邦此半數ニ進ムルヲ以テ姑ク製造事業ノ程度ト見做シ、其半數ノ内現在ノ馬力二千五百十四馬力第二統計年ヲ引去タル残余ナリ。

(ハ) 牧 畜

牛馬 四百一萬七千五百六頭

此代価金 一頭金 (金額の明記なし―筆者)

右ハ本邦農家凡ソ三百三十七万二千戸各戸二頭ツ、ヲ所有スルノ地位ニ進マンコトヲ期ス。故ニ、総頭數六百七十四万四千頭ヲ要スル内現在ノ頭數二百七十三万九千六百七頭第二統計年ヲ引去リタル殘頭數ナリ。

(ウ) 山 林

五百二十五万九千八百八十三万町歩

此保護費金 (金額明記なし―筆者)

右ハ本邦現地ノ官林ナリ。第二統計年而シテ明治十三年度ノ収入高金二千八万六千五百六十七円五銭八厘山林局第三  
年報ニヨルナリ。将来一層ノ保護ヲ尽シテ年々ノ収入ヲ増加セシメサルヘカラス。2)

ここにはじうらい漠然としていた、ただ富国強兵、殖産興業の名のもとに行き当りばつたり的な、その場かぎりの対策に終始していたのとことなり、総合的でかつ具体的な一定目標が明示されている。その点からしてももつともすぐれた殖産興業の政策意見といふべきものであつて、明治八年の「澳國博覽會報告書十七部九十六卷」、「特命全權大使米歐回覽実記」五編一百卷、につゞいていわば欧米資本主義生産様式を移植し、その矛盾撞著の過程に、日本的に適應する規模と可能性を示したものが「興業意見」に集約されているものといえるのではなからうか。ここにこの青写真の存在価値があるとわたくしは考ふる。

(1) 「興業意見」前掲書 五四頁

(2) 同右 六〇・六一頁

## 五

「興業意見」は将来の青写真を示して、明治十年代までに、政府が殖産興業に熱意を示してきたにかゝわらず、その成果が十分でなかつたことに対して九つの条件をあげている。

第一 資本ト事業ノ鈞合ハサル事

第二 事業ヲ起スモ引合ハサル事

第三 不慣ナル事業ヲ為セル事

第四 売捌ノ道ニ窮スル事

農商務省設置と前田正名の「興業意見」について

第五 通貨ノ動播上ヨリ生スル困難

第六 抵当物ノ不憚ナル事

第七 農工商ノ規律立タサル事

第八 法律ノ貸借取引ニ妨ケアル事

第九 團結力ノナキ事<sup>1)</sup>

大別して九つの条件についてそれぞれ詳細にわたつて説明しているが、それは日本の社会の後進性、これをアジア的停滞性と規定してもよいものであらうかと思う。

第一の資本と事業の釣合わない点は、一つには国力の乏しきことによるものであつて、兵備の拡張、教育の普及、法律の大成、衛生の増進、堤防の布設、河港の修築、道路の開通、屋制の改革、船舶の改造、原野の開拓等、日本が近代国家体制を確立するにあつては急要なる条件であるが、政府の保護助長にもかゝわらず成果の挙がらないのは国力の乏しきによるとするのである。資本の蓄積あつてこそ国力が充実しうるのであつて、この点も「興業意見」は「貯蓄ハ資本ヲ生シ、資本ハ事業ヲ進メ、事業ハ資本ヲ殖ス。貯蓄ナケレハ資本ヲ生スルヲ得ス。資本生セサレバ事業ヲ進ムルヲ得ス。事業進マサレハ資本ヲ殖スルヲ得ス。」と述べているのである。このため政府による原始蓄積の増強が政策として農民の犠牲において推進されたことは衆知のことであつたが、これについての政府の認識は「封建時代ノ人民ニ負擔ヲ輕クシ、尋テ又地租六分ノ一ヲ減シテ大ニ農家ニ餘裕ヲ與ヘタリト雖モ、農家ハ之ヲ貯ヘテ資本ト爲シ、從來ノ事業ヲ改良シ生産力ノ増加ヲ圖ルヲ知ラス<sup>2)</sup>」といつてゐるが、ここには「興業意見」は中産者層の生成を無視した官僚的認識の限界が指摘せられるであらう。「糞ニ政府地租六分ノ一ヲ減スルノ仁政ハ、却テ人民ヲシテ奢侈ニ流レシメタル跡アリ。又地券ヲ發行シテ所有權ヲ與ヘタルハ、却テ父母ノ業ヲ破リ、家屋ヲ失ハシメタルノ

跡アリ。由是觀之、産漫リニ幼稚ノ人民ニ便宜ヲ與フルハ國力ノ缺乏ヲ致シ、民力ヲ衰弱ナラシムルノ媒介タルヲ免レサルナリ。」ここにも明治政府の家父長的な思想の一端を窺うことができるのである。民力の涵養は有效需要と密接な関係があるのであつて、有效需要の減少性が産業の發達を阻止したのであり、かかる認識は「興業意見」にはほとんどみられないばかりか、勤儉こそ国力の源泉と考へていたのであつた。勤儉は資本蓄積にとつては必要不可欠の条件であるが、それは国民の消費性向を弱めるために、拡大再生産の動因とはならない。消費性向がたまることは個人の生活の向上とさらには生産意欲をたかめる素因でもあり、かかる関連において勤儉が資本主義社会の社会倫理としての意義をもつにいたるのであるからである。

「明治初年ノ頃ハ事業ヲ營ムモノ各地ニ興起シ、農業者モ工業者モ少シク資力アルモノハ或ハ某會社某商會ト稱シ漫リニ都府へ出店シ、農業ヲ捨テ工業ヲ止メ、社長トカ役員トカ名義ヲ附シテ其店ニ到リ、一時ニ奇利ヲ得ンコトヲ計レリ。

同四五年ノ頃ニ及ヒ、世上ノ氣向一變シテ荒蕪地開墾ヲ計畫シ、名所舊蹟ノ差別ナク山林ヲ伐採シ、又ハ河海ノ港灣等ヲ埋メテ耕地ヲ開拓センコトヲ勉ムルモノ多シ。緞テ海外輸入品ノ模造トナリ、漫ニ海外輸入品ヲ防クト稱シ各地ニ種々ノ機械ヲ購入シテ専ラ新規ノ事業ヲ起シ、各之ニ従事セリ。

同十年以後ニ至リテハ其氣向ノ變轉一層甚シクナリ、一時ハ北海道ノ開墾トナリ、或ハ會社ヲ以テスルアリ、又ハ數十人團體シテ移住ヲ爲スモノアリ。漫ニ米國等ノ比例ヲ以テ、一舉シテ數百町乃至數千町ノ田畑ヲ墾成シ、忽チ豪農タランコトヲ期スルナリ。

一時ハ小蒸氣船ノ運輸事業トナリ、河海・湖沼到ル所漫リニ小蒸氣船ヲ浮へ、小數ノ旅客ヲ目當トシテ相互ニ競争シ、或ハ山中僅ニ二三里間ノ小湖ニモ、之ヲ浮ヘテ旅客ヲ俟ツニ至レリ。

一時ハ銀行類似ノ營業トナリ、都府ハ勿論邊陲ノ一小市街ニモ、或ハ會社ヲ設立シ、或ハ支店ヲ開キテ高利貸ヲ爲スモノ多シ。一時ハ鐵道ノ敷設トナリ、某鐵道會社ト稱シテ先ツ巨大ノ本店ヲ開キ、各地人民ニ其利ヲ説キ、或ハ新聞紙ニ廣告シテ其株金ヲ募リ、諸方ニ奔走シテ終ニ成ラステ止ムモノアリ。」

維新以來、農業、工業、商業およびその他の事業に國民の營利心の動向がよく描寫されているが、「其功ヲ奏シ其業ヲ永續シテ今日維持スルモノハ數千中ノ一二」であり、大半は負債を背負つて没落したといつてゐる。これは維新以後の政府の通貨亂発のためであり、その收拾のために明治十四年の松方正義によつて行われた財政整理にともなうデフレーション政策の結果であつたのである。これを「興業意見」は「漫リニ事業ヲ起シ、其資本ト鈞合ハサルカ故ナリ」といつてゐる。それは「無理算段ノ資本ニテ起セル事業多クシテ、実力アル起業少ナキ事」によるものとした。

「各地方ニ事業家又ハ有志者ト稱シ其地方ノ形情ニヨリ、或ハ機械ヲ購入シテ工業場ヲ起シ、又ハ小汽船ヲ買入レテ運輸ノ便ヲ開キ、或ハ物品賣買ノ會社ヲ設立シテ其地ノ物産ヲ運轉流通ナラシメントシ、彼レヲ説キ是レニ論シテ巧ミニ事業ヲ計畫スル者アリ。其事業ハ敢テ不當ト言フニアラサレトモ、之ヲ爲スニ起業ノ一途ニ熱心シ、資本ハ如何ヲ顧ミス、指向キ要スル小金額ヲ以テ先ツ其業ニ着手シ、全般ノ資金ハ開業ノ上何トカ融通ノ道アラントノ空想ヨリ未ク資金金額ノ十分一ニモ足ラサル金額ニテ其業ヲ始メ、數月ヲ出スシテ資金ノ融通ニ差支、或ハ金貸會社ニ依頼シテ二割以上ニ騰ル高利ノ金員ヲ借り受ケ、又ハ甲業ノ資金ヲ乙業ニ廻シテ一時ノ窮ヲ凌キ、其他銀行等ニ頼リテ荷爲換・前爲換等ヲ取組、過分ノ手數料ヲ拂ヒ、元來無理ナル算段シテ漸ク其業ヲ營ムカ故ニ、終ニ利益ヲ見ル能ハサルノミナラス、金利等ノ爲メニ負債ヲ重フシ、將來維持ニ苦シムノ類各地ニ少カラサルナリ。

或曰ク、方今各地ノ事業者ハ十中ノ八九此類ナリト。  
其甚シキハ他人ヨリ年賦返済ノ約束ニテ、或ハ機械ヲ借入レ、之ヲ他へ抵當トシテ更ニ金員ヲ借り受ケ、以テ事業

ヲ營ムモノアリ。

又其業ニ關與セサル人ノ地券或ハ公債証書ヲ借り集メ、之ニ幾千ノ礼金ヲ贈リ、而シテ其地券或ハ公債証書ヲ他ニ抵當トシテ金員ヲ借り入レ、漸ク事業ノ資金トスルモノアリ。<sup>4)</sup>

「興業意見」の編纂された時期は、松方大藏卿によるデフレ政策の進行中であつたから、「近來各地ニ事業ヲ經營スルモノ多クハ困難シテ世上不景氣ヲ以テ其口實ト爲スト雖モ、深ク其困難ノ原由ヲ討究スレハ、仍チ無理算段ノ資本ヲ以テ業ヲ起スヨリ茲ニ至ルモノ多シ」と述べている。

さらに「大資本ニ相當スル事業ト、小資本ニ相當スル事業トヲ辨別セサル事」をあげている。

「小資本ヲ以テ礦山、開鑿、自ラ來細ヲ執テ開鑿スルモノヲ除キ海運、製絲等ノ業ヲ成スモノアリ。是レ事業ノ區別ヲ知ラサルナリ。

僅ノ資本ヲ以テ坑山ノ試掘ヲナシ、半途ニシテ止メ、前功ヲ空フスルアリ。僅ニ一小汽船ヲ造テ、期スヘカラサルノ利益ヲ期スルアリ。僅ノ資本ヲ以テ製絲ヲ業トスルアリ。生絲ノ如キハ我國商品中其尠少ナクシテ其金高大ナルモノナリ。

然ルヲ小資本ニテ之ヲ營ムカ故ニ、品ヲ揃ヘルゴト能ハス、又賣買掛引ノ上ニモ無利ヲ爲サ、ルヲ得ス。又小資本ニテ出來ヘキ事業ナルニ、會社ヲ設ケテ無暗ニ誇大ノ名称ヲ附シ、株主ヲ募リ、其資金ヲ株式ニ分割シ、一株何十円ナト、恰モ一大事業ニテモ起スカ如キ形容ヲ爲シ、其營ム所ノ事業ハ僅カニ漆器ヲ製シ、又ハ縞木綿ヲ織成シ一小店ニ排制シテ零賣スルニ過キササルモノアリ。剩ヘ頭取役員等ノ如キモノヲ置テ過分ノ給料ヲ費シ、其他冗費ニ属スルモノ多シ。役員ハ自ラ業ヲ取ラサルヲ以テ仕事ニ念入ラス、店番ハ給金取ナレハ客ノ取扱方丁寧ナラサルカ如キ弊、各地枚擧ニ遺アラサルナリ。」

さらに共同心の欠乏をあげている。家族および地縁に結びついて成立している社会においては、合本組織による共

同企業の發達をみることは皆無にも等しい。それゆゑに政府は会社企業を奨励し、合本組織によることを強調したのであつたが、「凡ソ事業ヲ興スニハ合本資金ノ力ヲ藉ルコト必要ナレトモ、會社設立ノ方法宜キヲ得サルカクメ其失敗ヲ恐レ、却テ聯合協力ノ利ヲ捨テ孤立スルヲ以テ、資金ノ乏少ヲ致スモノ多シ。」といつた現状であつた。

企業活動の不振は以上の六条件のみではない。それは企業の採算性の不均衡にあつた。当時にあつては、農工の事業を経営し純益一割以上をうることは困難であり、たまに一割以上の利益をあげたものは特定時期に需要される際物を取扱う「際物師」ぐらいなものであつた。資本蓄積の低い社会においては金利は高いのであるから、とくに工業生産者は自己資金でまかないえない以上は高金利の資金を用いなければならない。その利息は一割から二割位であり低利といへば八分以下のものはなかつた。このような世界に比類を見ないといわれた高金利の資金によつて生産活動を行つたところで採算の行われる筈はないのであつて、企業發展の最大の阻害条件となつたものであつた。第二の事情は「運送ノ不便」である。運賃の低廉は生産価格を引下げ販売に好影響を与えるものであつたが、「凡ソ製造ノ原品ヲ供給スル者ハ常ニ僻遠ノ鄙邑ニ多ク、之ヲ地元ヨリ阜頭、若シクハ停車場ニ積出ノ費用ハ、却テ阜頭及ヒ停車場ヨリ工業地ニ輸送スルノ運賃ヨリ少ナカラス」といつた状態にあり、交通、運輸業の未發達によるものであつた。さらに銀行諸会社等を設立するにあつて、外面を粉飾して社会の信用をえんとして、多くの雜費を費消することをあげている。また其四として商品販売においても決済方法において従來の慣習が破れ、商品流通が円滑を欠いていることを指摘している。

「往時物品ヲ販賣地ニ送ルニハ、舊來互ニ信用スル常得意ノ問屋アリ。其物品ヲ送レハ未タ販賣ヲ爲サ、ル前ニ直ニ代金ノ八分百円ニ位ハ前金ヲ借受クルコトヲ得タリ。若シ代金ノ全額ニ當ル金員ニテモ其要スル事情ヲ懇談スレハ、是又前借スルヲ得タリ。故ニ物品販賣前ト雖モ、恰モ販賣ヲ爲シテ其代金ヲ受取りタルト同様ノ働キヲ爲セ



り。」

ところが幕末開港いらい維新期になるとともに国内の商品流通体系は破壊し、とくに大阪問屋商人の衰頹は地方の問屋はもちろぬ商品生産にも甚大なる影響をおよぼしたのであつた。

「方今ハ、問屋モ荷主モ常得意ノ信用絶テアルコトナキ爲メニ、前記ノ如キ販賣前ノ働キヲ爲スコト能ハス。物品ヲ質入ト爲シテ金員ヲ借ントスレハ、漸ク代金ノ五分百円ニ位ヨリ多ク借ルコト能ハサルノミナラス、金利ハ高シ返濟ノ期限ハ短シ、常ニ資金ノ運用ニ苦シムナリ。

故ニ製産者ナトハ各自有スル文ケノ資金ヲ以テ物品ヲ製シ、其製品ヲ賣却シテ跡ノ物品ヲ製造セサルヲ得サル實況ナリ。又手數料ヲ拂フテモ荷爲換金ヲ借入ル、トキハ幾分カ販賣前ノ働キヲ爲スコトヲ得レトモ、品物及ヒ運搬ノ便否荷受主ノ都合モアリテ其荷爲換金モ借ル能ハサルコト多シ。

要スルニ往時ノ慣習ハ破レ、常得意ノ信用ハナシ。少シク世上ノ不景氣ナルトキニ際スレハ、空シク手ヲ縮メテ景氣ノ立直ルコトヲ俟ツノ外手段ナキ有様ナリ。」

其五には「精良品ヲ作ルモ粗悪品ヲ作ル者ニ妨ケラル、事」を指摘する。とくに日本の最重要な生絲において、海外の信用を失墜しそのために政府はその対策に苦慮したのであつた。「興業意見」は粗悪品の製造されたものとして茶、漆器、足利および桐生の織物、阿州の藍玉、津輕塗、大和緋、寄木細工、銅器、壁紙、マツチ、団扇、扇子等をあげている。

徳川幕藩体制下においては職分は一定し、商品經濟の發展にともない困亂してきたが、それでも或程度の秩序は維持されていた。しかし、維新後の四民平等による職業の自由化は近代市民社会へ移行する過程であつたから、ここには各種の矛盾をひきおこした。「興業意見」は「不慣ナル事業ヲ爲セル事」をもつて生産の円滑の發展を阻碍してい

ると指摘するのである。其一には「工、商ヲ兼ネ營ム事」であつた。

「今ヤ工業者ニシテ商ヲ兼ヌルモノアリ。是レ工業者ノ知能進ミ商ノ手ヲ待タスシテ自ラ消費者ニ賣捌クニアラス。商人ニ信用ノ置クヘキ者少ナキヲ以テ、工人自ラ商ヲ營ムモノナレトモ、元ヨリ工人ハ商ニ慣レスジテ却テ損失ヲ招クモノアリ。醬油、酒等ノ例ヲ舉グルニ、從來ハ都下ニ送り附ケノ問屋アリテ拂方ニ差支ルノ患ナシト雖モ、仕切勘定ニ不正アリト東京ニ出店シタルニ、商業ニ不慣ナルヨリ在來ノ問屋ヨリ一層不正ノ商人ニ掛リ、元金マデモ返ラサルニ至ル。是レ工業者カ商ヲ兼ヌルノ致ス所ナリ。

本邦ノ工業ハ從來手頭ノ細工ノミニシテ、所謂問屋商人ノ下職タル姿ナレハ知識ヲ備フルモノ至テ乏ク、何ヲ以テカ又製造場ヲ起スノ資本ヲ有センヤ。是ヲ以テ製造場ハ多ク地方ノ有志家族ノ團結カ、否ラサレハ急進ノ商估ニシテ、其他ハ概ネ皆山圃者流ノ世人ヲ矚著スル具タルニ過キス。而シテ其工場ノ裏面ヲ窺ヘハ一面ニハ製品ヲ多ク産出スルコトヲ務メ、一面ニハ供給ノ需要ニ溢レサランコトヲ望メルカ如キ有様ニテ、其拮据ノ勞患フヘシト雖モ、元來不慣ノ事業ナルカ故ニ一朝商況ノ滯滞ニ遇ヘハ製品ハ徒ラニ倉庫ニ堆積シ、又機械ノ運轉円滑ヲ失スルトキハ手ヲ束ネテ空シク注文ヲ流セルモノアリ。純粹ノ商估ト雖モ、一步ヲ誤レハ尙ホ且波瀾ニ壓セラル、ニアラスヤ。工ニシテ商ヲ兼ネント欲スルモノ何ゾ能ク立ツコトヲ得ヘケンヤ。」

ここにみるように、手工業者の商人への隸属を指摘しているが、西欧諸国とくに英国の場合、手工業者の特権商人よりの独立と資本の蓄積が英国産業革命の主尊力の一つとなつたことと比較するとき、政府の殖産興業の政策が容易に成果をあげえなかつたことが理解されよう。

手工業者が手先の細工のみに依存し、問屋商人の下職たる地位にあつたから、機械についての知識を欠如していた。ここにも前項と関連して近代産業が容易に勃興しえない条件となるものであつた。「興業意見」は、其二として「海

外ノ機械ヲ取扱フニ不慣ナル事」をあげている。

「海外ノ機械ヲ取扱フニ不慣ナルコトハ日本人一般ノ事ニテ、元ト機械學ニ暗クシテ普通ノ西洋鑄スラ容易ニ開クヲ解スル能ハス。少シク入込ミタル機械ニ至リテハ都テ取扱ハシメ難シ。然ルヲ釘鍛冶ヲ以テ機械師トシ、鑪ト鑪トヲ以テ無上ノ道具トナスモノナレハ、僅ノ修繕スラモ決シテ完全ヲ得ル能ハサルナリ。

機械的ノ學理ニ精クシテ實地ノ經驗ニ富メルモノ稀ナレハ、今日ニ在リテハ之ヲ如何トモスル能ハサルカ。否、幾多ノ機械的ノ學理ニ通シ實地ノ經驗ヲ有セルモノアリ。然レトモ方今ノ製造家ニアリテハ、決シテ是等ノ人ヲ用フルコト能ハサルナリ。所謂方今ノ製造家ハ事業ヲ起スヘキ實力モナク、事業ヲ營ムヘキ計畫モ定マラス。一ニ機械トサヘ云ヘハ重寶ナルモノト信シテ濫リニ工場ヲ起シ、事ニ當ルニ及ンテ早ヤ既ニ資本ニ餘裕ナキヲ以テ、職工ノ衛生機械ノ命脈等ニモ拘ラス妄ニ産出ノ多キヲ貪ラントセリ。又何ヲ以テカ機械的ノ學理ヲ修メ、實地ニ經驗アルノ工人ヲ用フルノ暇アラシヤ。」<sup>10</sup>

日本に近代産業として綿絲紡績業が明治二十年代には確立するが、その嚆矢的存在は明治十六年の大阪紡績所の設立であつた。これは資本と技術および立地条件においてもつとも恵まれていたからであり、海外の機械技術に不慣れる日本人にも近代産業への適応性を示したものであるが、これも上からの政策的な保護育成の流れからきたものであつて、一般的にはこの批判からであるものではなかつた。

ここで眼を西欧社会に転じてみよう。近代産業これを経営規模的に表現するならば工場制工業は西欧社会の所産であつて、それを育成したものは資本主義精神であつた。この資本主義精神を培つた人間が市民階層すなわち商工業者であり、かれらは市民革命の担手として近代社会をつくりあげた。ここに資本主義精神は十七世紀から二十世紀にかけての世界の指導精神ともなり、企業は利潤追求の経済単位として生産の担当者となつたことについては自明のこと

ではあつたが、さてこれは日本には妥当しえない命題であつた。すでに指摘したように、近代産業の必要性を痛感したものは武士出身者であり、かれらは民族國家の獨立の手段としてその移植と育成をはかつたのであつたが、「士族の商法」といふるされているように生産關係は混乱に陥つたのであつた。すなわち其三として「士族ノ商業ニ不慣ナル事」は商品流通の円滑性を阻碍したのであつた。

「士族ハ舊來専ラ尙武ノ氣象ヲ養成シ、所謂大和魂ヲ以テ自ラ任シタル程ノモノナルカ故ニ、其知識能力ヲ備ヘタルモノハ勿論、平凡ナルモノニテモ自然ト一種ノ氣風ヲ存スルモノ多シ。

維新後士族ノ常職ヲ解カレ、家祿ハ金祿ノ公債証書トナリ、其証書ノ賣買ヲ許サレ、自營ノ道ヲ計ルニ當リテ大ニ往時ノ面目ヲ變シタレトモ、銖銖ヲ爭フ算盤上ノ懸引ニ至リテハ、其迂濶ナルコト實ニ氣ノ毒千萬ノモノ其多キニ居ル。

斯ル情況ナルヲ以テ士族ノ商業ハ、或ハ資力ノ微弱ナルニモ拘ラス、其希望スル事大ニシテ外商等ニ取組ヲ爲シ、忽チ彼レニ致サレテ失敗スルモノアリ。又ハ協同結社シテ商業ヲ始メ、各自不馴ノ所ヨリ純粹ノ商賈ニ托シテ其社業ヲ司ラシメ、終ニ其者ノ計策ニ罹リテ資金ヲ擧ケテ耗盡スルモノアリ。或ハ初メ生絲ノ賣買ニ従事シ、忽チ變シテ雜貨商トナリ、暫クシテ製茶商ニ轉シ、皆中途ニシテ轉業ヲ爲シ其度毎ニ損失ヲ招キ、不知不識負債ヲ重ネ、竟ニ身代限ヲ爲スモノアリ。其他細小ノ事業ヲ掲レハ、其不慣ナル有様實ニ枚擧ニ遑アラサルナリ。故ニ士族ノ商業ハ其不慣ナル事項ヲ擧シヨリハ、寧ロ士族ニシテ商業ヲ營ミ今日永續スルモノ幾千アルヤヲ査スルニ如カス。蓋シ百ニ一ヲ存セサルヘシ。」<sup>1)</sup>

士族授産は民生安定の鍵として明治政府存立に坎んする重要策であつたが、士族授産は成功とはいへなかつた。この面での重要な授産政策として、土地の開拓があげられよう。その成果について、其四に「士族ノ開拓ニ不慣ナル

事」に言及している。

「開拓ハ農業中最モ困難ニシテ、資本ノ回收最モ遅緩ナルモノナリ。然ルニ士族輩ノ如キハ概シテ事業ニ疎ク、且ツ資金ニ乏シ。故ニ方今各地開拓ノ實況ヲ見ルニ、其目的方法宜キヲ得テ望ヲ將來ニ属スヘキモノ實ニ稀ナリ。

士族開拓ノ事業ハ、北海道移住ヲ以テ重ナルモノトス。近來士族ノ北海道ニ移住スルモノ歳ニ多ク、或ハ數十人乃至數百人相團結シ遠ク家郷ヲ離レテ決然之レニ赴キ、以テ生産ノ道ヲ立ントス。其志嘉スヘシト雖モ、其目的ヲ問ヘハ（一）成功者ヲ除キ）確乎タルモノナク、唯北海道ハ物産ノ淵藪ニシテ、此地ニ移レハ徒手以テ富ヲ致スヘシト想像スルニ過キス。而シテ此輩資本ノ豊ナラサルハ姑ク置キ、其氣候ニ慣レサルカ爲メニ十分ノ勞働ニ堪ヘス或ハ少シク資本アルモ唯地味ノ肥瘠ニノミ着眼シ、其地形、水利、運漕、販路等ノ要點ニ至リテハ之ヲ思想ノ外ニ措キ、實際ニ臨ミテ種々ノ困難ヲ生スルモノアルノミナラス、其資本ハ開墾ノ着手ニ先チテ既ニ之ヲ移住奔走中ニ失ヒ、飢餓旦夕ニ迫リ進退惟レ谷ルモノアリ。其家累ヲ携ヘタルモノ、如キハ殊ニ甚シトス。」<sup>12</sup>

其五には「農工商ノ分別判然セサルコト」を指摘し、分業の行われ難いことに流通秩序の困乱があるとしている。

「方今農工商ヲ通觀スレハ、各專業トシテ從事スルモノ少ナクシテ、農工業者ハ商業ヲ兼ネ、商業者ハ工業ヲ兼ネ營ムノ類最モ多ク、其分別判然スル能ハサルナリ。

故ニ分業ノ道立タスシテ、各不慣ナル事業ニ汲々トスル有様ナリ。」<sup>13</sup>

其六には「固有ノ妙所ヲ措キ、漫リニ外風ヲ模倣スル事」にあるという。日本には古来の固有の西欧諸國に凌駕した工業技術があるが、利を得んがために海外の模倣をし、需要者の蔑視をうくる物品のみが生産され、それが工人の技能萎廢の原因となつたのである。

生産の萎廢沈滞は第四に「賣捌ノ道ニ窮スル事」にあつた。それは其一として「地方ノ特産物ヲ漫ニ各地ニテ模造

セル」結果、固有の物産は販路を減少し苦境を招くこととなつたと指摘した。其二は「需要者ノ嗜好ヲ詳知セザルコト」であつた。その例を「興業意見」より引用してみよう。

例一「往年肥前有田ニテ製出セシ小形ノ水瓶アリ。古色愛スヘキヲ以テ一外客之レヲ求メ、之レヲ室内ニ安排シ置ケリ。一輸出商一見シテ此器外國室内ノ粧飾ニ必要ナルモノトシ、同形ノモノ多数ヲ製出セシメ輸出ヲ謀リシモ、販路ヲ得スシテ損耗ヲ招ケリ。其理由ヲ探究スルニ、一外客ハ唯古色ノ愛スヘキヲ探リタルモノニテ、其形状用所ニ関セシニアラス。然ルニ新物ヲ以テ之レニ繼カントス。是レ失錯ノ因ナリ。」

例二「一輸出商暹羅ヲ米國ニ輸ス。一外客之ヲ購フ。故ニ尙ホ数端ヲ輸スルモ販路ヲ得ス。其理由ヲ探究スルニ、前外客ハ喪服ニ裁セントシテ購フタリト云フ。是レ其目的ヲ失ヘルノ因ナリ。」

これらは市場調査の不充分であつたことによるものであり、「製造者ニシテ其製品ヲ用フルノ心ヲ知ラス。故ニ其品精好ト雖モ需要者ノ用ニ適セス」といつている。其三には「同業者競フテ賣崩ヲ爲ス事」をあげ、小賣商人は資金少いために換金を目的として値引するため、競争がおこなわれ販売に困難するようになるのである。また製造業者は製品の注文を確保するために他の同業者より低廉にて引受るのであるが、そのため粗製となり内外の信用を失ふこととなつた。其四には「各國ノ事情ニ暗キ事」である。従米徳川期には江州商人の活躍があり、全國に販売網を形成し、各地の事情に通じたために、商品流通は円滑に行われていた。この江州商人も幕末開港から維新にかけては衰退していつたのであるが、これは明治初期の商業不振の原因でもあつた。国内においてしかりであり、まして海外貿易における日本人の立場においては問題にはなりえなかつた。

「然ルニ我國海外各國ト貿易ヲ爲ス既ニ三十有餘年ニ及ブモ、我人民ハ僅カニ開港場ニ居留スル少數ノ外商ヲ以テ全國ノ産物ヲ販賣スル得意ト爲シ、各自供給ノ物品ハ外商之ヲ何國ノ需用ニ供シ、其需要地ノ風俗、嗜好及ヒ物品

ノ荷作り、運輸保險、關稅、倉敷、口錢其他價格ノ昂低、供需ノ程度等、悉ク之ヲ通曉シ、能ク其外國ノ事情ニ應  
シテ賣買ノ懸引ヲ爲スモノハ幾千アルヤト云フモノアルモ、其一人タモ學クルニ苦シム程ノ有様ナリ。  
故ニ開港場居留ノ外商等一回購入ヲ見合スレハ、内地ノ市場忽チ物品溢滞シテ、終ニ投資ヲ爲サ、ルヲ得ス。數十  
年間外商ノ籠絡スル所トナルハ畢竟海外各國ノ事情ニ暗クシテ、賣捌ノ道ニ窮スルニ由ルモノナリ。」<sup>16)</sup>

その他、其五として資本の欠乏からして、「物品ヲ貯蔵スル力ナク」、ついに投売せざるをえないこと、其六には  
前期問屋商人が衰退して、これに代るべき「儲カナル問屋ノナキ事。」其七として、「一時ノ流行ニ乘シテ需用外ノ  
供給」があつた。明治政府の成立してより、内政外交の経費の激増は通貨の膨脹をきたし、とくに紙幣の濫発は物貨  
を高騰せしめた。農産品が主要生産物となつていた農業園たる地位にあつた時代において、利益をうけたものは農民  
であつた。明治六年の地租改正による地租の金納化は、農産物の高騰により農民は巨利をえ、衣、食、住において生  
活程度は向上し、明治十年の西南戦争は未曾有の繁栄を農民にもたらした。これは所謂一時的現象であつたが、これ  
にともなつて陶器、漆器、織物、小道具等が需要されるようになり、これによつて工場がさかんに設立された。これ  
はたしかに物産繁殖の道ではあつたが、供給過剩となり需給の不均衡を生むものであつた。

さらに其八として「舊慣ノ販路概ニ絶ヘテ、新販路未タ定ラサル事」にもあつた。江戸、大阪を軸として各地方封  
建都市と結びついた商品流通機構は日本が國際經濟の一環となるにおよんで破壊され、明治政府の成立による旧封建  
体制の打破によつて商品流通機構の新編成が行われることとなつたのであるが、新販路としての海外直輸も伸長をみ  
なかつた。「本邦商民ニシテ海外ニ出店ヲ置クモノアリト雖トモ、概ニ主宰當器ノ人才ヲ得サルカ故ニ、未タ以テ販  
路ヲ定ムルノ枢機ト爲スニ足ラス」といつている。

其九には「需要者ノ信用ヲ得サル事」にもあつた。海外貿易の發展とともに海外需要者の信用こそ必要不可欠の要

件であるが、日本の商工業者は次のような点で信用を失墜しているのである。

- 一、貨物ノ包装ヲ堅固ニセス、損傷、汚染、湿氣、没入等ヲ生スル事
- 一、數量幅員等ヲ充分ニセサル事
- 一、約束ノ期限ヲ愆マル事
- 一、需要ノ歲月久シキニ耐ユルヲ計ラサル事

一、一般需要者ノ嗜好ヲ推究シテ、其意氣ニ投スルヲ勉メサル事

商品生産の不振は通貨の不安定とも関連しているのであつて、第五として「通貨ノ動揺上ヨリ生スル困難」について述べている。通貨の不安定は、其一として「銀貨騰貴ノ際ニ製造セル品ヲ、銀貨低落ノ時ニ賣鬻セル事」となる。通貨の不安定は明治政府成立後の経費支弁のための通貨とくに紙幣の濫發が行われたが、そのために紙幣価値は下落し、銀貨と紙幣の価格差は絶えず変動することとなつた。かかる状態においては生産流通は円滑には行われえないのであり、これは国力の乏しきによるものである。すなわち其二として「銀紙ノ差定マラサルハ国力ノ乏シキ事」によるものであつた。銀紙差の不安定により洋銀と紙幣の空相場（空相場）が行われ、洋銀相場は騰貴し、輸入超過となつていた。これは日本の産業が不振の原因ともなつているもので、国力の弱少と取引所の取締法の不十分なためであるといふ。さらに第六として「抵當物ノ不慥カナル事」を挙げている。すなわち其一として「抵當物ノ價格弱キ事」であつた。抵當物件中おもなものは田畑であるが、田畑売買價格も明治十六年ごろには、十二ないし十四年の價格よりおよそ三割の下落をしていた。これは十四年よりの松方正義によるデフレ政策の結果によるものであるが、抵當物件の價格が下落したために財主は損害をうけるに至つた。というのは、小資本により新事業を企てたものはこれまでに触れたように中途にして失敗するものが多かつた。このため資金提供者は多大の損害を受けたので、資力あるものは負債主に



対して危疑をもつようになった。また抵当物が物価の激変により影響をうけ、火災保険のないため家屋、倉庫、機械等は抵当とすることを嫌い、あるいは格外に抵当価格とした。また共同倉庫等がないために抵当物件の鑑定が当をえなかつた等が抵当価格を引下げたのであつた。其二として抵当物に保険がないため人的保証にたよらざるをえない。抵当は保険の法があつてはじめて物的保証たりうるのであるが、「保険ノナキ事」により「不慥カナ」ものとなつた。そして、其三として、「遠隔ノ土地ヲ抵當ニ取リ流レ質トナリタル節、之ヲ管理スルノ困難ナル事及ヒ地主、小作人ノ約束法ナキ事」も抵当物としての評価を不安定ならしめているのである。其四には田畑のごときも土地公証法の不備のため債権者は迷惑をうけていた。このことも土地の抵当物件としての性格を低下させていたのであつた。

第七には「農工商ノ規律立タサル事」にもあつた。其一として「檢束ヲ弛メテ放任シタル事」である。ここにいう檢束とは統制ということであつて、統制がなくなつたことが生産流通の秩序を困亂せしめたのであつた。

「維新以降殊ニ糜藩置県後、農工商業ノ檢束法ハ其良否ニ拘ハラヌ一掃シ、民業ノ秩序疾ニ紊レ、四分五裂シテ復収ムヘカラサルニ至レリ。

商業ニハ江戸、大阪ヲ初トシテ株、仲間、問屋、仲買等アリテ整然亂レス信用鞏固トナリケルニ、今ハ其事ナシ。偶々此秩序ヲ立テントシテ仲間組等ヲ結フモ、資本モナク信用モナク唯奸惡ヲ爲サントスル一二ノ人ノ爲メニ妨ケラレ、其功ヲ奏スル能ハサルモノ多シ。是レ組合規則ノ未タ立タサルノ致ス處ナリ。」其二としては「會社律ノ立タサル事」であつた。政府が商品経済を促進する方法として西歐資本主義社会で行われた会社組織の導入と普及とをほかつたのであるが、未熟と不徹底であつた。「興業意見」はこれについて次のように述べている。

「石川県下金澤ニ於テ、會社ノ責任上ニ就テ人民疑義ヲ生シ、有限責任會社（額身代限ニ當リ、其責任ハ株金高ニ止ル旨ノ社則ヲ設ケ營業スルモノヲ云フ。）ハ恃ム可カラス、又無限責任會社（額身代限等ニ當リ、其責任ハ株主各自ノ資産ヲ尽シテ辨償スル旨ノ社則ヲ設ケテ營業スルモノヲ云フ。）ハ株主ノ變轉アリテ信スヘカラ

サル旨ヲ論辨シ、夫カ爲メ遂ニ商業上ニ變動ヲ起シ、其餘勞歐米ニ所謂バニツクヲ生シ、當一月以來一時ハ實ニ不容易變況ヲ呈シ、尙ホ將來如何ノ結果ヲ現出スヘキヤ知ル(可)ガラス。

又東京府下ニ於テ或ル有限責任會社ヲ解散シ、其社員等社則ニ據テ株金及ヒ會社ニ屬スル資産限ヲ以テ各債主ヘ負債ヲ消却セシニ、社則ハ株主中ノ契約ニ止マリ、社外ニ其効ヲ有セサルノ趣旨ヲ以テ其債主ヨリ貸金ノ不足ヲ各株主ニ要償シ、終ニ出訴ニ及ヒ未タ其判決未済ノモノ數件アリ。其判決ノ模様ニ依テハ將來ノ影響如何ト懸念スルモノアリ。

(中略)

其株主ニ於テハ實ニ有限責任ヲ恃ムヘカラス。又無限責任會社ハ會社ノ株式賣買授受共株主ノ自在ニシテ、役員等退任後ノ責任ニ關スル準則ナキトキハ、社外ノ債主ニ於テハ會社ノ無限責任モ亦頼ムニ足ラス。會社ノ責任上ニ人民疑義ヲ懷キ、之ヲ論辨スルハ其謂レナキニアラス。法律ヲ以テ會社ノ契約ヲ規制シ、以テ社員及ヒ債主ヲ保護スルモノナキニヨリ、良民ハ每ニ其權利ノ枉屈ヲ被リ、奸商黠徒ハ其義務ヲ遁ルルヲ以テ、竟ニ人民ヲシテ結社併資ノ營業ニ懲リ、會社ヲ蛇蝎視セシムルニ至ル。

其三には「商ト工トニ約束法ノナキ事」をあげている。問屋と下職間は相互依存の關係であるから、兩者の間には恒常的な關係がなければならぬ。しかし兩者間の關係は不安定で、注文價格によつて移動する。この間に外商の介入があると生產品は價格の高低によつて移動するから、一たび外商に蹙蹙があると、これに關係した多くの商工業者も損害を受け共倒れに立至るが、兩者間に約束法がないからである。

第八には「法律ノ貸借取引ニ妨ケアル事」であり、これには其一として「身代限處分法ノ不完全ナル事」、其二として「控訴上告ノ期限ニ、民事商事ノ區別ナキ事」、其三に「賣掛代金取立ノ訴訟期限ノ短キ事」もあつた。

第九には「團結力ソナキ事」を指摘し、其一として商工業者は、「我獨り利益ヲ得ント欲スル事」にのみ関心があり、團結力のなき事をあげているが、これは外国商人に利益を壟断される原因ともなつた。このような商工業者の精神では資本の結合は考えられず、そのため、其二として「資力ノ乏キカクメ、品物を一手ニ集ムル力ナキ事」にもなるのである。

以上のように当時の月本の産業不振の現情を多角的に分析しているのである。

- (1) 「興業意見」巻三 前掲書六二・六三頁
- (2) 同書 六四頁
- (3) 同書 六五頁
- (4) 同書 六五・六六頁
- (5) 同書 六六頁
- (6) 同右
- (7) 同書 六八頁
- (8) 同書 六八・六九頁
- (9) 同書 七〇頁
- (10) 同書 七〇・七一頁
- (11) 同書 七一頁
- (12) 同右
- (13) 同書 七二頁
- (14)(15) 同書 七三頁

- (16) 同書 七四頁
- (17) 同書 七六・七七頁
- (18) 拙稿「明治政府の経済政策」前掲書 八四・八五頁参照
- (19) 岡田俊平「明治前後の正貨政策」第四章参照
- (20) 「興業意見」前掲書 七九・八〇頁
- (21) 同書 八〇頁

## 六

以上は「興業意見」「卷三」に述べられた現況であつたが、しからばこれらの原因は何であつたかについて第四卷において詳述している。

先づ第一に「資本ト事業ノ鈞合ヘサル原因」から考察する。資本と事業との不鈞合の因は天保期以来の鑄貨の改鑄、新造の結果であり、鑄貨の質は低下して貨幣価値の下落が資本欠乏をひきおこしたといひ、幕末維新以来二十年において資本欠乏は速度を増した。幕府、諸藩は銃砲船艦等の兵器、器械から書籍、什具、衣服まで外国より輸入し、これによつて巨額の資金が流出し、資本欠乏をみるにいたつた。さらに維新後の職業の自由化や旧秩序の解体によつて工商業に従事するもの多く、新事業を競つて起すにいたつて資本欠乏に拍車をかけた。また資本乏しきにかかわらず巨大事業を起して資本と事業の不鈞合より資本を無理算段したこと、小資本でも利益のある早附木、石鹼製造業の如き事業には大小工場が濫立し共倒れとなつたこと、これには当時の人々の団結力のなきことが、資本欠乏に拍車をか

けたのである。

第二に「事業ヲ起スモ引合ハサルノ原因」は(一)金利の高きこと、(二)貨物運賃の割高なること、(三)雑費の多いこと、(四)荷預倉庫なるものがあれば売捌までに資本の融通方法があるがその手段なきこと、(五)競争の結果共倒の状態にあること等があつた。

第三には「不慣ナル事業ヲ爲セル原因」があげられる。「當時ノ人民ハ彼我ノ長短ヲ取捨シテ、之ヲ各種ノ物件ニ應用スルノ智識ニ乏シク、我カ長所ヲ捨テ彼ノ長所ニ頼ントシテ、各自不慣ナル事業ヲ爲シ」たことがかえつて事業の衰況となつたのである。

第四には「賣捌ノ道ニ窮スル原因」。これには(一)従来は地方にはそれぞれ特有の物産があつたが、維新以降物産の模造が行われ、市場に多くの類似品が出廻つたこと、(二)維新前には同業組合あり販売統制があつたが、維新後にはその統制力は弱まり、売崩が行われ、需給の不均衡となつたこと、(三)各国の事情を知らずに、需要者の信用如何も顧みず、一時の流行により需要外の供給が行われたこと、(四)生産者は手持品の処分に窮し投売するに至つたこと等であつた。

第五は「通貨ノ動揺上ヨリ生スル困難ノ原因」。

「明治十三年頃物價ハ銀貨ト共ニ頻リニ騰貴シ、農工ノ産物從テ作レハ從テ利アリ。商業者モ亦從テ仕入ルレハ從テ益アリ。是ニ於テカ、元質ノ價職工ノ賃銀ハ法外ニ上レリ。然レトモ尙ホ農工商共ニ利アリシナリ。而ルニ十四五年ヨリ物價漸々下落ノ徵ヲ顯ハシ、一歳ナラスシテ非常ノ低落ヲ致セリ。此時ニ當リ農工ノ有スル所ハ高價ノ元質ト賃金ヲ以テ作レルモノナリ。商家ノ有スル所ハ高價ニ仕入タルモノナリ。其損耗ハ莫大ナリ。是ニ於テ農工商ハ俄然手ヲ収メテ動カス、職工ハ身ヲ寄スル所ヲ失フニ至レリ。是レ困難ノ一因ナリ。

然レトモ今一層論及スレハ、此景氣ヲ致セルハ國力ノ乏シキニ因ルナリ。何ソヤ、抑々物價ノ變動ヲ起セルハ紙幣ノ爲メナリ。而シテ明治初年來既ニ紙幣アリ、今日モ亦紙幣ノ通用ナリ。而シテ其相場ハ殆ント銀貨ト並價ニ位セリ。獨リ明治十三年ニ於テ非常ニ低落セルハ何ソヤ、當時ノ發行額ハ我國力ニ不相當ニシテ、今日ノ發行額ハ國力ニ相當セルニ疑ナシ。然ラハ僅々數千萬ノ紙幣ノ増減ノ爲メニ、今日ノ如キ困難ヲ生セルハ全ク國力ノ乏シキニ因ルモノナリト云ハサル可カラス。

又洋銀ト紙幣ニ空相場ノ立ツカ如キモ、洋銀ノ爲メニ我貨幣ヲ左右セラル、ニ因ルナリ。之ヲ要スルニ通貨ノ動搖ヨリ種々ノ困難ヲ生スルハ、國力ノ乏シキニ因ルモノナリト云ハサル可ラス。<sup>1)</sup>

第六に「抵當物ノ不慥ナル原因」。これはすでにのべた(一)抵當物の価格の低きこと、(二)火災保険の制なきこと、(三)人物の信用なきこと、(四)土地においても管理の困難があること、(五)また土地においては小作法が定まつていないこと等を原因としている。

第七としては「農工商ノ規律立タサル原因」について論じ、「凡ソ民業ハ、法律ト慣習トニ依リテ之ヲ束制スルニアラサレハ、其秩序ヲ整理スル能ハサルモノナリ。故ニ維新前ニ在リテハ最モ慣習ヲ重シ之ヲ補フニ法律ヲ以テシ當時各般ノ民業ヲ經理セリ。」といつてゐる。しかし、維新後においては旧來封建の弊習を矯正するために慣習と法律とを良否を問はず解除してしまひ、民意の向う所に任せたのであつた。

「此時ニ方リ若シ人民ノ知識ノ進度高等ノ地位ニアラシメハ、各自慣習ノ良否ヲ撰擇シ、其弊害アルモノヲ除去シ其善良ナルモノヲ保持シ、以テ事業ヲ經營スルハ必然ナリト雖モ、當時我國ノ有様ハ人智未タ茲ニ至ラス、一ニ政府ノ爲ス所ニ随ヒ、忽テ世上ノ風潮トナリ、舊來ノ良慣習モ共ニ一掃シテ更ニ據ル所ナキニ至リ、四五分裂ノ形情トナレリ。是民業ノ檢束ヲ弛メテ其秩序ヲ紊亂セシ一因ナリ。

又會社ハ法律ヲ以テ成立シ、所謂無形ノ人ナリ。故ニ其權利也義務也責任也都テ法律ヲ以テ之ヲ公認シ、又制限スル所アリテ初メテ公衆ニ對シテ其救力ヲ有スルモノナリ。然ルニ會社ハ併資協同シテ事業ノ起スノ便益ヲ稱道シ、政府モ之ヲ誘導シ、人民モ之ヲ希望シテ結社ノ營業ヲ爲スニ至レリト雖モ、未タ據ルヘキノ制規アラサルヲ以テ、當時會社ノ體裁ハ英ニ據ルモノアリ佛に則ルモノアリ、或ハ混合シテ一種ノ體ヲ爲スモノアリ。

政府モ亦之ヲ制限スル所ナク、又公認モ爲サスシテ而シテ其社名ヲ公稱セシメ、一ニ人民ノ契約ニ任ス。茲ヲ以テ姦商其ノ隙ヲ窺フテ、種々狡猾ノ手段ヲ爲シ、終ニ今日ノ現況トナレリ。是レ會社律無クシテ良民會社ヲ嫌厭スルノ原因ナリ。

此ノ如ク人々放縱ニ慣レテ約束ヲ守ルヲ迂トス。商ト工トノ現況モ其原因ヲ推究スレハ、共ニ農工商ノ規律立サルニ因ラサルハナシ。」<sup>3)</sup>

第八に「法律ノ貸借取引ニ妨ケアル原因」人民の財産を保護するために法律を發布しているが、慣習を認めないために貸借取引に妨げになつているといい、第九では「團結力ノナキ事ノ原因」において、旧來の鎖國下においては商品流通は小範圍で行われていたために、ギルド的な組合組織でよかつたのであつたが、海外貿易の道が開かれても、いぜん旧習を固守したため團結力のままに商品の需給が行われ、資本の貧困と商品大量買付の力なき原因になつたといつてゐる。

維新後は四民自由をえたが、かえつて國力は衰微した。それは第十として「士農工商其面目ヲ備ヘサルハ、一概ニ舊慣古制ノ廢レシニ因ル事」にありとした。團結力は藩政によつて養われていたものであつたが、これが失われて自由になると「團結一致ノ志操ニ乏シ」、士族は不慣の商工業に手を出して資本を失ひ、或ものは酒食のために資金を散佚することとなつた。農民も自由にまかせて安逸懶惰となり。投機心や奢侈の風が助長されてついに負債を背負

うこととなつた。工業も各藩の殖産政策で各特産物を作ることが奨励されたため盛昌であつたが、これも廢藩置縣後は藩の支持を失つて衰頹するにいたつたのであつた。

第十一として「外國出稼ノ醜業ヲ爲スモノアルハ糊口ニ窮スルニ因ル事」をあげている。我國の海外渡航者は概ね學術その他の研究を目的とするが、いたづらに「文明ノ外粧ヲ模倣スル」だけであつて、國富増進の方法を研究するものは極めてすくない。したがつてその見聞より生ずる利益もなかつたと指摘している。

第十二には「勸奨保護其效ナカリシモノハ其當ヲ得サリシニ因ル事」であつた。明治五年から六年にかけて、家祿奉還のため三、六〇〇万円をあたえ、産業に従事せしめたが成功をみたものは甚だ稀であり、明治十一年には金祿公債証書が下附され、華士族の手に一億七千万円の資金が保有されたのであつたが、これも家祿奉還金と同じであつた。農民は減租の特典によつて毎年およそ一、二〇〇万円の余裕が生じたが、農業の進歩とはならず、開墾、牧畜等にも

明治十一年度までにおよそ四、〇〇〇万円が貸与されたが、業績あがり返納の道がたつたのはその半数にすぎなかつた。それでは何ゆゑに成功をみなかつたのであろうか。それは不慣なる新事業を政府が勸奨したことによるものであつた。殖産興業のために事業を起すその精神目的は美であるが、事業の経験と計画のよろしきを得なければ成功するものではない。政府は鑑意して殖産興業に熱心なものを保護し、資力と技術を援助して事業の達成をはかつたのであつた。その結果をみると、政府の保護をうけたものは事業諸般の準備が十分ではなく、一攫巨利をえんとした輕忽な思想をもつたものが多かつたので概ね意外な失敗をみたのである。

「蓋シ政府ニ於テハ畜ニ殖産興業ノ急ナルヲ知リテ諸般準備ノ不完全ナルヲ察スルノ遑ナク、人民ニ於テハ輕躁事ヲ執リ、本末顛倒ノ害アルヲ究メサルノ致ス所ナリトス。之ヲ稼穡ニ譬フルニ、犁鋤セサルノ地ニ肥料ヲ施シタルカ如ク、之ヲ建築ニ譬フルニ、基礎ナクシテ壁牆ヲ設クルカ如シ。故ニ勸奨保護ノ手段多キニ出レハ、隨テ失敗スルモ



ノヲ増加シ、殆ント底ナキ器ニ水ヲ盛ルト一般ナリ。

以上述フルカ如ク従前勸奨保護ノ結果ヲ得サルハ官民共ニ請殺ノ準備整ハサルヲ察セス、本末緩急ヲ顛倒逆施セシ  
ニ因ル。宜シク將來ノ殷鑑ト爲シ、復タ其覆轍ニ墜ルヲ慎シムヘキナリ。」

第十三には「農工商ノ衰微ハ法律ノ立クサルニ因ル事」であつた。農工商業者は維新後換るべき規律もなく、慣習  
故例も守ることがなかつたので、營業諸般の秩序は紊亂して收拾できない状態に陥つた。すなわち、農においては、  
(一)山林は濫伐されたまま植林されることもなく、そのため山村の生活は荒廃し、河水の惨害をみるにいたり、(二)地租  
金納の制度となりてより、米質、乾燥、俵作り等において粗悪の弊を生じ、(三)地主、小作人との契約も慣習が破れて  
よるべき法律もないので、種々の弊害を生じたのであつた。工においては傭主と傭者、工芸師匠と弟子との約束契  
約も旧慣が破れて、利害得失にのみはしり、技術の熟練ははかられず工業一般に悪影響をおよぼし、工業の衰退を招  
くにいたつた。商業においても、同業組合のごとき團結の組織を旧弊とするようになり、会社設立を誘導奨励したが  
会社を保護する法律のないために、奸商のばつこを許した。また法律上においても商事と民事との区別なく、商事関  
係裁判の迅速性を欠き、身代限り規則(破産法をいう)の不完備から取引に影響することが大であつた。

第十四には「粗製濫造競争等ノ弊ヲ生シタルハ一時ニ檢束ヲ解キタルニ因ル事」をあげ、ている。

「維新ノ際俄カニ檢束制度ノ瓦解セシヨリ、品位ノ錯亂數量尺幅ノ不定等各般放縱ノ弊一時ニ生シ、需要者ノ信用  
倏忽地ニ墜チ、遂ニ販路否塞シ、或ハ新業ヲ營ムモノ漫ニ起リ、前者ノ利ヲ奪ハントシ、新舊共倒レスルノ困難ヲ  
招クニ至ル。是レ等シク工業上積年ノ慣例ヲ破壊シ一朝自由ニ放任セシ結果ノ著シキモノトス。」

商業についても同様であつて、

「檢束制度ニ依テ各種ノ閭閻仲買互ニ相侵スノ弊ナカリシカ幕政ノ末路ニ於テ其制度漸ク緩ミ、交互相侵スノ弊ヲ

生シ、維新ノ際百事更革ノ餘勢ニ随伴シ、檢束ノ制一旦瓦解シ、各地ノ商賈ヲシテ其需要ノ前途ニ應シ、之カ供給ヲ計ルノ方針ヲ失ハシメ、物貨ノ集散常度ナキニ至レリ。」

第十五として「諸般ノ營業者カ勤儉ノ風ヲ失ヒシハ虚名ヲ求ムルニ因ル事」をあげている。銀行会社の社長、頭取や主要な農工商業者たちは小資本による経営しかしていないのかかわらず、欧米の銀行会社の頭取、社長と比肩して虚名と奢侈に恋々としてるのであつて、これでは事業の發展を期しうるものではない。銀行、会社および農工商業者は分を守り、勤儉、業務に精勵して、実益をあげることを図り、顧客の信用をえ、事業を發展させるもの少いことを指摘した。

奢侈の風潮が社会一般に流行していることについてはすでに触れたところであるが、第十六に農民は地租改正と地券の發行、減租の特典をうけているにかかわらず、事業の改良に専念することはなく、奢侈の風潮に感染し、農業は退歩の徴候を示している。したがつてこれと関連して、奢侈安逸の風潮は衣食住における濫費となつた。これは購買力の増加となつたが、幣制整理後の物価の下落は農民の所得の減少となつて、ついには身代限しんたいげん(破産)するものも多くなつた。そのために土地の譲渡となり、土地を失ふことの多くなつたことを述べているが、これは第十七として「農家ニ破産者多キハ土地賣買ヲ許シタ」ことによるものであつた。

第十八として「製米ノ粗悪ニナリシハ、農家ノ各自販賣トナリシニ因ル事」。地租改正により産米の自由販売は製米の粗悪ばかりでなく、品質の低下や米の投機すらも行われるようになったことを例証しているのである。

また商工業においてみると、第十九として「固着資本ノ増加セルハ事業ノ振ハサルニ因ル」といい、政府の中仙道鉄道公債の募集は民間の運転資本が固定資本化したのであつて、国民は國債の利子に衣食する形となるにいたつた。このことも資本の國民的生産性を縮小させ、國力の萎縮の証であると述べた。

明治十四年以降の幣制整理は民間の金融を閉塞して諸營業は不振に陥つた。それは米価および農産品の価格の下落は農家の購買力を急激に減少したために、一般の商品の売行の悪化は商工業におよんだのであつて、このため資本を營業に投下するより、むしろ公債証書への投資となり、銀行の株券にかつたのであつた。したがつて金融の逼迫はなつたのである。明治十七年十二月太政官に呈出された「興業意見」により当時の經濟事情を引用しておこう。

「是ヲ以テ各地ノ製造場ハ蛛網ニ鎖サレ茂草ニ圃マルノ慘状ヲ呈セリ。此際殊ニ憂フヘキハ、多年業務ニ熟練セル諸職工ノ四散スルコト是ナリ。蓋シ我邦ハ歐米諸國ノ如ク諸職工ハ組合ナク相互ニ救助スルノ方法モナク、傭主ト職人トノ間ニ於テモ別ニ保護ノ設ケナキヲ以テ、今日ノ如キ場合ニ至リテハ職工ノ窮困ハ更ニ一層ノ慘ヲ加フ。如何トナレハ、甲ノ場ヲ罷メラレ乙ノ場ニ入ラントスルモ、各地一般ノ不景氣ニシテ其身ヲ托スヘキノ道ナケレハナリ。而シテ平生蓄積心ノナキハ職人ノ常ニシテ、所謂宵越ノ錢ハ遣ハヌノ諺ヲ以テ之ヲ推スニ足ル。是ニ於テカ己ムコトヲ得ス、不愼ノ力役ヲナスモノアリ。其一例ヲ舉レハ西陣ノ織工カ大津ニテ人力車ヲ挽キ、或ハ數十人群ヲナシテ哀ヲ門戸ニ乞フモノアリト聞ク。夫ノ有名ナル西陣スラ尙ホ且然リ、況ンヤ其他ヲヤ。抑々職人ノ熟練ハ其場主ニ取リテハ間接ノ資本ナルニ、今ヤ之ヲ解散セサルヲ得ス。然ラハ異日各製造場ハ新手ノ職人ヲ役セサルヲ得サルヘシ。其損失モ亦豫メトスルニ足ル。

興業殖産ノ資本缺乏シテ金融ノ閉塞セル今日ヨリ甚クシキハナシ。今農業ニ就テ例ヲ舉クレハ、米價下落ノ爲メ農民ノ手ニ轉回スル資本ハ殆ト前年ノ半ニ過キス。前年一石十圓ナルモノ今日五圓ナルカ上ニ田畑ノ價モ格外ノ下落ヲ呈シケレハ農家ニハ殖産ノ資本ナキハ勿論、信用地ニ墜チ之ニ對シテ貸付ヲ爲スモノ全ク絶ヘタリ。次ニ絲、茶、陶漆ノ業一トシテ活潑ナルモノナシ。就中製絲ノ如キ十四年以來ノ失敗打續キ莫大ノ損失ヲ爲シ十五十六年ニ及テ製絲、陶工、織物等ノ工場ヲ閉チ休業スルモノ續々絶ヘス。十五十六年來都下ノ金融ノ如キハ常ニ緩漫ニシテ、利息

日歩ハ次第ニ廉ナレトモ、貸スヘキ信用アル事業モナク、借ルヘキ見込アル事業モナキヲ以テ、都下金融ノ緩漫ナルハ即チ興業殖産ノ爲メニハ最モ金融閉塞ノ時ト云フヘシ。又本年鐵道事業ニ資本ノ多分ニ集リ、日本鐵道會社ノ株式其他公債証書ノ非常ニ價格ヲ維持スルハ、殖産興業ノ爲メニ資本ノ益々缺乏ナルヲ致シ、製産力ノ日ニ衰退ヲ來ス所以ナリ。」

金融の逼迫といつても都市と地方においてはことなり、資金の不足は地方ほど激しかつた。殖産興業も政府の啓蒙からして、「一村學テ地券ヲ抵當トシテ工場ヲ起シ、公債ヲ集メテ金貨ヲ初メ高利金ヲ以テ薄利ノ事業ヲ起ス等、都テ無理算段ニ出テサルナシ」であつたから、一時の好況に酔つていただけに深刻をきわめたのであつた。これが第二十の「金融ノ閉チタルハ金融ノ開ケ過キタルニ因ル」ものであつた。第二十一には「地券ノ價格弱キハ土地ニ働キナキニ因ル事」をあげている。

以上維新後の産業不振の原因を「興業意見」にそつて列挙してきたのであるが、これらは国内的諸要因であつた。したがつてこの弱体な國民經濟は西歐先進諸國の商人の好個の市場ともなつた。鎖國下に久しきにわたり國際經濟より遮断されていた日本の經濟事情のもとにおいては、物価体系が価値法則から逸脱していたことである。岡田俊平氏は「明治前期の正貨政策」において、貨幣の面よりこのことを分析されているが、「興業意見」でも「彼時我國金銀銅貨ノ制度最モ粗ニシテ、其貨幣ノ比較上銀貨ニ對シ金貨ノ低廉ナル世界萬國ニ其比準ヲ得ス。見ヨ一分銀四個ヲ以テ小判金一兩ト交換シタルニフラスヤ」と。小判一兩と一分銀四個の交換比率は一：四六であつたが、維新前後のロンドン銀塊相場では一：一五・六であつたから、外商は洋銀と日本金の交換を望み、交換は國內商人にも利益があつたので、江州商人は金貨を集めては麦畑の中に潜んで外商に売却したと「興業意見」は述べている。安政開港以後の右金貨流出は一億五千余万円とされている。さらに生絲の絲価の低廉さと粗製品売却による絲価の低減とは価値法則

以下であつてみれば、その損失は國民經濟に甚大な影響をあたえるものであつた。これを輸出の損失とすれば輸出上の損失もまた巨大なものであつた。「現今百弗の物品は当時（開港後外國貿易が行われた時期―筆者）二百弗以上を以て購入したのであつたから、これによつて損失、とくに綿の輸入は日本衰微の一因であつた。菜種、砂糖の減額も石炭油および外糖の輸入によるものであつて、内國商業機構と國際商業機構の質量的相違が農工商の衰退を招いたものであつた。「興業意見」は第二十二として「農工商ノ盛衰ハ重ニ商業上ノ呼吸ヨリ來ル事」として要約している。

この外國貿易上の不利を招いた所以は、第二十三に「開港以來我貿易商人カ商權ヲ得ルノ道ヲ知ラサリシ事」によるものであつた。それはなによりも「廢藩置縣ノ際各地ノ製産者カ團結協同シテ事ヲ為スノ基本ヲ定メス、各自競争シテ販賣ノ路ヲ求メタルカタメ、外商ニ見透カサレ物品ノ價格ハ盡ク彼レカ定ムル所トナ」つたがためであつた。鎖國下において幕府が商權を掌握していたので、多数の外國商人にたいして供給を独占しえたことから販売上有利な地位をえていた。それが開港後においては供給は多数の競争者があるのに、需要は少数となり、外商は売崩と買叩きとにより売買上有利な地位を占めるにいたり、商權は外商の掌握するところとなつた。

これまでに維新以降明治十五六年の日本經濟の不振の原因を「興業意見」により述べてきたのであるが、さらに生産の上昇しない原因として物価の変動にも一半の原因があつたと述べている。日本には起すべき産物やなすべき事業は多いのであるが、すでに述べたように生産があがらない所以のものは物価変動により資本の融通性を失ひ、それがために資本の欠乏は生産力を減退してしまつた。これは維新以降の政府經營の拡大にともなう通貨の膨脹は生産の裏付なきままに推移し、明治十年の西南戦争を頂点として政府財政は最大の危機に見舞われたのであつた。このためにこの根本塞源の対策として明治十四年の松方正義による財政改革は幣制整理を中心として行われ、いわゆるデフレーション政策となつて具体化されたのであつた。これは物価の下落となり、生産者の生産意欲を減退せしめたのであつて、

「興業意見」では第二十四に「製産家近來ノ衰微ハ物價ノ變動ニ依ル事」としてゐるところであり、經濟不況の直接の要因ともいふことができるものであつた。(未完)

- (1) 「興業意見」前掲書 八七頁
- (2) 同書 八八頁
- (3) 同書 八八・八九頁
- (4) 同書 九二頁
- (5) 長浜は浜縮緬の産地であるが、織屋株を有する織屋によつて産出された。株を所有しなければ織屋となることができず織屋株は一八四株で、長浜に三六株、近傍の村々に一四八株あつた。織屋は一同協議の上仲間申合規定を作り之を遵守することとした。一年一度総會と稱する集合をなし、営業上の得失利害等を熟議し、申合規定の改正増補を行うこととした。違反者があれば評議の上営業停止を命じ嚴重に処分した。このような檢束制度は各地に整備されていたという。
- 同上 九三・九四頁参照
- (6) 同書 九四頁
- (7) 同右
- (8) 同書 九八頁
- (9) 岡田俊平『明治維新の正貨政策』第一章参照
- (10) 「興業意見」前掲書 一〇〇頁

(11) 拙稿前掲論文参照